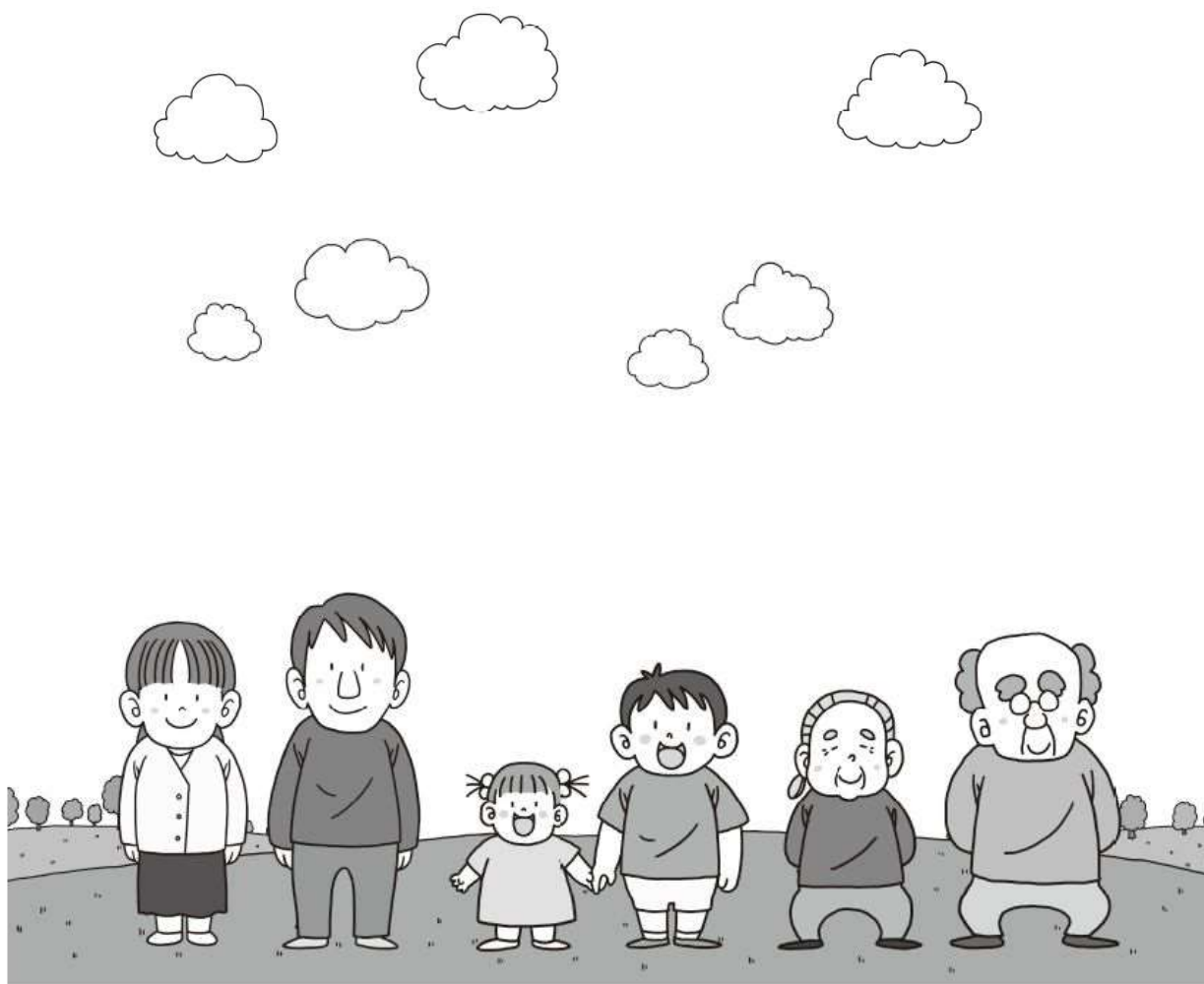


大生連弾圧事件から学ぶもの

いがおきかず
—伊賀興一弁護士の講演と質疑応答の記録—



全大阪生活と健康を守る会連合会
(大生連)

も く じ

はじめに	2
------------	---

第 1 部

伊賀興一弁護士の講演	3
(1) 弾圧事件に抗する基本とは	3
(2) 過ちを改めるに ^{はばか} 憚ることなかれ	5
(3) 罪を犯した人をどう見るか	7
(4) 会員が逮捕されれば、どうなるか	9
(5) A 市の性暴力未遂被疑事件について	10

第 2 部

質疑応答	16
(1) 大正生健会の弾圧事件について	16
(2) 不正を犯した人の対応	16
(3) 裁判所が出す令状について	17

【伊賀弁護士の追加発言】

裁判所の中はどうなっているか?	18
(1) 法廷を使わず裁判が進行	18
(2) 裁判はインターネットで	19

資 料

《弾圧に対応する 10 カ条》	19
《黙秘権に関連する各法律の条文》	21

はじめに

2013年、大阪市淀川区の淀川生活と健康を守る会、全大阪生活と健康を守る会連合会（以下・大生連）、全国生活と健康を守る会連合会（全生連）は、大阪府警によって、事務所を家宅搜索されました。

2020年には大阪市大正区の大正生活と健康を守る会が家宅搜索され、二人の会員が逮捕されました。

淀川生活と健康を守る会の場合は、生活に困って相談に来た人を会の役員が、福祉事務所に申請同行した関係を問題視された弾圧でした。相談者は生活保護が開始された直後に会を退会し、その四年後に不正受給をしました。その人の不正受給と生活と健康を守る会は何の係わりもないにもかかわらず、警察は強引に家宅搜索をしたのです。その際、押収していった書類は、役員会の議事録や会員名簿など、事件とは関係ないものばかりでした。

大正生活と健康を守る会の場合は、2人の会員が携帯電話の貸し借りをしたというだけの理由で逮捕され、事務所が家宅搜索されました（その後2人は不起訴）。

淀川も大正も、大阪府警警備部公安がやってきました。警備部公安とは、民主団体や労働組合を監視、弾圧を主な任務とする公安警察のことです。

この背景には、「維新」大阪市政との関係があります。

2011年末、大阪市が「維新」市政になったとたん、大阪府警との結びつきを強め、全区に警官OBを複数配置し、職員とともに尾行・張り込みを常態化させました。

「維新」は、「貧困からの解放」と「憲法25条の生存権保障の確立」をめざし、生活保護の改善・拡充の運動をしている生活と健康を守る会を目的敵かたきにしています。こうした背景のもとで、通常なら刑事警察が対応する「事件」を、公安警察が乗り出してきたのです。府警は、生活と健康を守る会に対する組織弾圧と破壊を目的としてやってきたのは明らかです。

こうした状況の中で2021年9月11日、大生連は自由法曹団の伊賀興一弁護士（大生連顧問）を招き、弾圧に抗する基本を学びました。その講演記録です。

第 1 部

伊賀興一弁護士の講演

(1) 弾圧事件に抗する基本とは

1. 大生連への弾圧

私は自由法曹団に入って 45 年になりますが、この 10 年の間の大生連と生健会（生活と健康を守る会の略）に対する弾圧というのは、他に例を見ないほど激しいものがあると感じています。



2. 弾圧が激減した 20 年間

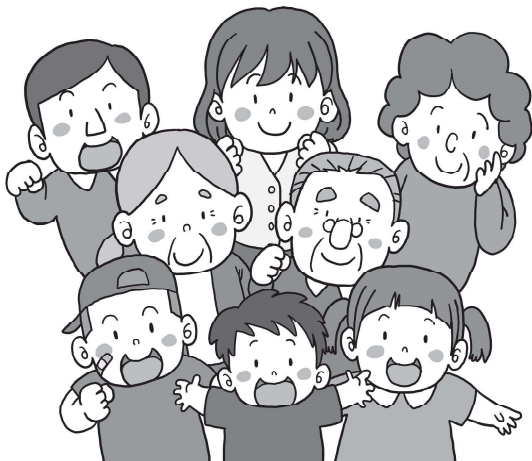
21 世紀に入ってからの 20 年間で、自由法曹団の中では表立った弾圧が激減した時代だ、と評価しています。

以前は、全国的に、ポスターを張ったら逮捕される、ビラまきで逮捕される、団体交渉のときの些細な接触を暴行・傷害として逮捕される、大阪でもそういう弾圧事件が何件も起こりました。

そのたびに、対策会議を開き、仲間同士、そして弁護士や国民救援会とともに、事件のねらいは何か、弾圧の本質は何かなど、議論を深め、弾圧に抗して闘い続けてきました。

ときには、屋外広告物条例の改正や、道路交通法の正当な解釈などをめぐり、裁判闘争を通じて実現してきました。弾圧から逃げずに闘うことで組織は鍛えられ、構成員も拡大してきたのです。

憲法25条の生存権保障の確立 貧困からの解放



90 年代以降、このような状況をふまえて、権力は意図的に直接的に弾圧するという方法をとらず、各々の組織が怒りをもって権力と対峙し、闘うという力を蓄積する機会をうばってきました。

以後、さまざまな要因で、労働組合をはじめ、多くの民主団体は、弾圧とのたたかいから遠ざかり、同時に組織力の低下傾向が顕著となりました。

現在では、弾圧という直接的な権力行使けんりょくこうしによる激突を避け、権力は警備公安警察や、自衛隊の情報保全隊まで使い、民主勢力のみならず。国民すべてを監視下に置く動きを強めています。

このような時代のもとで、みなさんの所属する生健会は、何回、仲間が逮捕され、何回、事務所がガサ入れ（家宅捜索）をされましたか？

3. 何故、生活と健康を守る会が狙われたのか

私は、2021年2月22日の生活保護引下げ違憲訴訟の勝利判決に象徴されるように、みなさんが自らの権利が守られ、貧困から解放され、すこやかに生きていきたい、とスクラムを強めて闘っているからだと思います。

国家権力は、権力と対峙たいじし、生活保護法の改悪や、保護費の削減と真っ向から闘う生活と健康を守る会の活動が、その正しさが、広く世間に広がることを恐れているのです。

だからこそ、生健会の活動おとしを貶めるために、市民から犯罪集団と見られ敬遠されるように、さまざまな「弾圧事件」をでっち上げ、組織の弱体化をねらっているのです。しかしながら、みなさんは権力のねらいを見抜き、弾圧を乗り越えて、組織を強化してこられた。

この大生連の経験と教訓を、ぜひとも他の団体、全国でも広げていただくよう、まず初めにお願いしておきます。

つまり、みなさんの弾圧との闘いは、社会変革の上で歴史に残る不可避的な戦いなのです。

例えば、大正生健会に公安（大阪府警警備部）が入り、2人の会員が逮捕されました。あれはなんと「オレオレ詐欺さぎ」をするために、携帯電話を電話会社から詐取さしゅしたという疑いをかけた逮捕でした。しかし、大生連がオレオレ詐欺集団だと描き出そうとしたでっち上げが成功するはずもなかったのです。

4. 逮捕された人への対応は

大正の事件は、そもそも逮捕された1人が、生活保護を利用して、自己破産している。だから携帯の加入ができない、そこでもう1人が、「携帯を持ってへんかったら、パートや日雇いの連絡を受けることがでけへんやろ」と言って「俺が加入して、それを使わせる」と使わせただけのことです。そののどこが「オレオレ詐欺」だというのですか？

結果は、これは全く犯罪ではないということで不起訴になりました。

この事件では大正生健会のみなさんが、事実を正確に会の内外に伝えることによって、多くの人たちの支援と運動が広がり、結果不起訴を実現することができたのです。

ところが当初「携帯電話の不正使用？ それは絶対にアカン」という声の一部にあがりました。弾圧とたたかう際に、警察の言っていることだけが真実であるかのように思ってしまう、そのようなことにだけは絶対に^{おちい}陥らないで欲しい。これがもっとも、私が申しあげたいことです。

(2) 過ちを改めるに^{はばか}憚ることなかれ

1. 罪はきっちりと認め、警察に自首するが

私はある生健会の元会員女性から相談を受けました。元会員ですが生健会の事務局長と一緒に、私の事務所に来られた。その女性は、自分の住んでいる団地の自治会のおカネを預かり、それを処理する会計の仕事をしていた。

その女性の相談というのは、「実は、預かっているお金が自分のお金と混ざってしまい、わからんようになっているおカネもあるねん。先生、どないしょ」というものでした。

みなさんだったらどうしますか？

返すおカネもない。バレたら、みんなから袋叩きに^あ遭う。団地に住んでいられない。「だから何べんも、死のうかと思った」女性はそう言いました。

それで、生健会の事務局長と一緒に相談しながら、私らがとった手段は、警察にはまだ発覚していない段階だが、すべてを認め、みずから自首しようというものでした。やったことは、当然、消すことができません。

私は受任した事件でいくつも不起訴を獲得していますが、やった人にはやったことの責任をキチンと取らせる。しかし、やっていないのに、やったかのようにされ、逮捕された場合は、断固としてたたかいますよ。これが私の基本です。

この件は悩みました。本人も悩みました。

けっきょく警察に自首しました。そして、女性は警察で「自分は、一生かかっても、返せるだけ返していきたい」という意向を表明しました。

そのときの取り調べは3時間くらいありました。私はずっと待っていました。取り調べが終わって出てくると、警察から「これは自治会とご本人で話し合いをして処理されるなら、警察^{はいさつざた}沙汰にはしません」という結論を伝えられました。

これはね、誠意ですね。私は、別に警察が嫌いで喧嘩をしているのじゃないのです。

警察が権力の意思にもとづいて、権力を濫用したときには闘います。警察が泥棒を捕まえる、その時には協力もしますよ。別に警察が全部悪いわけではなくて、警察として公共の安全と秩序の維持のために負っている責任を果たすのは当然なのです。

繰り返しますが、その権限を悪用したり、濫用したりして、組織弾圧を狙った時には断固反対です。闘うしかありません。

この女性の場合は罪を犯した。だから私と一緒に自首をした。女性に腹をくくらせ、着替えなどの荷物も持っていきました。しかし、逮捕されませんでした。警察は「みんなに謝って、もう一度やり直せ」と言ってくれました。

2. 団地自治会役員会への説明

そのあと、私は一人で自治会に出向き、役員会に説明をしました。そら、最初はものすごい剣幕でした。

「そんな、説明せんでもええわ!」「先生が代わってお金返したれや」ってね。

そりゃあ役員の怒る気持ちは分ります。結構な額でしたからね。自治会の役員が「まあ、ええわ」と言うはずがない。

そこの自治会では、以前、同じように会計をやっていた人の使い込みが発覚し、その人は自殺した。

話し合いでは、本人ができる限りの対処をするようにしていこう、ということになり、それに私は寄り添うことにしました。現在、彼女は年金が入った月に、分割弁済ぶんかつべんさいをしています。

3. 弾圧対策の基本、組織と仲間を守り抜く

みなさん。「権力の不当弾圧や、闘うぞ」ということだけが弾圧対策ではありません。不祥事ふしょうじを起こしてしまった人も、切り捨てるのではなく、その人も巻き込んで、組織の仲間の人たちと一緒に守り抜く。(罪は罪として認め、ちゃんと償いつぐな)もう一度やり直せるように、手を差しのべる、これも広い意味での弾圧対策ではないか、と私は思います(注)。

(注) その人が意図的に分派活動や警察権力の手先となってスパイをおこない、組織破壊をする者でない限りという前提で「その人を巻き込んで闘う」という意味。

弾圧というのは、さまざまな要素があります。被疑事実ひぎじじつのデッチ上げも含めて、いろいろあります。

だから、(警察の一方的な)被疑事実だけがマスコミに出された場合、組織の内外

で悪評判が広がることになりかねません。会の中で十分に議論し、真実を明らかにして、そこから不起訴に、もしくは起訴されても無罪を実現するための闘いが大事です。被疑者・弁護士・支援する人々のねばり強い闘い、これが弾圧対策だと考えています。

そういう意味では大正の事件も、いま申し上げた使い込みの事件も、ことなきを得て成功した事例です。

(3) 罪を犯した人をどう見るか

1. 不正受給をして逮捕された人への対応

いわゆる不正受給ですが、みなさんのそれぞれの会でも「これは不正受給だな、そんなことをしてたらアカン、ちゃんと報告せなアカンやろ」と言われているでしょう。

ある介護センターを経営している人が、生活保護利用中の生健会の5人の元会員を（ヘルパーとして）雇っていた。

ちゃんと収入申告をすればいいのに、その経営者は（賃金を）そのまま出したら、生活保護を打ち切られるかもしれないと、給料明細を2通つくった。1通は本当の給料、もう1通は役所に出す明細（実際の賃金より安く書かれた明細書）です。

雇われていた5人は、その実際よりも低い給与明細書を福祉事務所に出していた。それが発覚して、5人は不正受給で逮捕されました。もちろん経営者も逮捕された。そういう事件です。

この件なんかもね、みなさんからすると、「不正受給をやった」「意図的^{いとてき}に給料明細を2枚も作ってやった」「そもそも、そんなやり方はよろしくない」と思われるでしょう。

私も同じです。しかし、（不正受給した人を）「生健会とは関係ない」と切り捨てるのか、それともその人たちが、立ち直るために弁護をするのか、それが我々に問われています。

「何故、こんなことをしたのか」「どれだけお金が必要だったのか」「何のために必要だったのか」これを裁判所に分かってもらう。

「悪いことをした」ということだけで決めつけるのではなくて、生活実態からすれば、今の生活保護費で「それで満足せえ」という方がおかしい。そうですよね。

いま、一人世帯で家賃を引いたら月7万円弱で生活せないかん。「それでは足らん」と思って、ちょっとアルバイトに行ったりして申告しなかったら、それは不正受給、詐欺^{さぎ}だとみなされる。最高は懲役10年です。

しかし、「やった人間は悪い」「その根性が許せん」「そいつらは生健会とは関係ない人間や」と言って切り捨てるのか、それとも生健会としては「不正受給したことはアカンけど、そんな実態というのを、裁判官も分かってほしい」と応援するのか、どちらが生健会の信条にあっているでしょうか。

もちろん不正受給を容認するとか、「かまへん、やりなさい」と言うんじゃないですよ。

「それはやったらアカン。やらんとこ」とみんなで話し合い、その上で、生活保護費をもっと上げろ、切り下げるなんてけしからんという闘いにとりくむことが大事です。それをみなさんは、やっておられる。

2. イエス・キリスト「罪なき人よ、罪びとを撃て」

私は、この世の中に弱点を持っていない人はいないと思います。

信号を無視して赤で渡ったりね。いろいろありますよ(笑)。

私はキリスト教信者ではありませんが、キリストの言葉に「罪なき人よ、罪人を撃て」というのがあります。

どういう意味かと言いますと、一点の曇りくももない人は、罪人に石を投げてもいいけれど、曇りを持っている人、ちょっとでも罪を犯した人が、罪人に対して、自分が聖人君子であるかのように石礫いしつぶてを投げつけるのは「間違いですよ」という意味です。たいへんいい言葉だと思います。庶民が罪なきふりをする、仮面をかぶることで、真の団結はできない、という教えではないでしょうか。

つまり、この世の中にはいろいろと弱点を持った人がいます。その弱点が出たとき、罪に対しては、ちゃんと罰が与えられなアカンけど、その人が生き直す機会を得て、立ち直るためには、理解し合い、手を差しのべる、支援するということが必要です。

つまり、罪と罰というのは、単純にそれだけであるのではなく、社会生活・経済生活の中に原因があり、結果があるというように見よう、という考え方です。

私は生健会の活動に対して尊敬の念を持っています。できるだけことは協力させてもらっています。それは生健会の活動の中にこの思想が根付いているから、だから尊敬できるのです。



(4) 会員が逮捕されれば、どうなるか

1. 逮捕されれば、どう対応するか

不正受給をした人がいたとして、突然、逮捕され「生健会の会員が詐欺で逮捕された」と大々的に報道されたら、みんな動揺しますよね。

「なんや、この団体は犯罪団体か」というふうに言われたりしますね。

まわりの団体からも「生健会ってというのは、ろくな会員しかおれへんのやな」という風評が流れたりします。

そこを撥ね退け、分かってもらうために、そして罪を犯した人が、「やっぱり自分がやったことは悪かった。生健会のみなさんにも迷惑かけて申し訳なかった」と言えるようになれば、またスクラムを組むことができますよね。

この介護施設の事件では、6人の弁護士を構成しました。弁護士は手分けして、逮捕された5人に連日接見しました。

警察での取り調べの内容というのは、「大生連は共産党とどういう関係や」「お前はいつ共産党に入ったんや」というものでした。

「不正受給を何でしたんや」と言うようなことなんかは、もう警察は帳簿等ですべて分っているのですよ。金額も、何もかも分っている。だから、そこを調べる気で逮捕したのではないことは明らかです。まさに大生連への攻撃ですよ。

逮捕されてそんなひどい取り調べを受けて、その上、もし、みなさんが白い目で見て、我々（弁護士）が見放せば、逮捕された5人は、いったいどうなりますか？「いやもう、大生連の会合で『不正受給くらいかまへん』と言われましたから、やりました」なんて言うような虚偽の、供述調書ができてしまう。

そうなれば大生連の事務所が家宅搜索される。さらには全生連の事務所も家宅搜索されるという事態もありうるのです。淀川のケースはその悪しき対処の例と見ています。反省する必要があったのです。

2. 2013年の淀川生健会への弾圧をどう見るか

2013年には生活保護の申請を抑制・萎縮させる内容をふくむ「生活保護法の改悪案」が提出されています。生健会のみなさんは全国で反対運動をとりくまれたと記憶しています。その反対運動の途上で引き起こされたのが、淀川生健会の弾圧事件ですね。

(注) 2013年の淀川事件：淀川生健会の事務所に「生活ができない」と相談に来た人を会の役員が、福祉事務所に生活保護の申請同行をした。その後、その相談者が不正受給をした。府警はそれを口実に淀川生健会事務所を3回、大生連2回、全生連1回の家宅搜索をし、事件に関係のない組織資料等を押収した事件。淀川生健会の3回目の家宅搜索は、4年も前に申請同行をした件で家宅搜索された。

用意周到よういしゅうとうに準備され、マスコミを同行して、大々的に行われた淀川生健会の事務所の家宅搜索。その後、搜索は大生連から全生連にまで及びました。

当初は、当事者や大生連、国民救援会もふくんで対策会議が行われたのですが、不正受給容疑で逮捕された人が元会員で、正確な情報が対策会議に反映されなかったなど、困難をともしました。

途中から、自由法曹団大阪支部からの支援弁護団の参加もあり、大生連、弁護団、支援組織の議論と対策が進み、最終的には、全国の生健会の仲間の力で、権力の意図した弾圧を撥ね退けることができたのです。

しかし、残念なのは不正受給をした被疑者ひぎしやに対して、大生連とは関係がないとして情報収集を行わず、警察の手の中に放り出した。組織防衛という名のもとで、逮捕され取調べを受けている元会員を切り離したのです。そこで、警察の思うままの供述調書きょうじゆつちやうしよを取られ、それが結果として、大生連や全生連の家宅搜索につながったのです。

3. 逮捕された人を放り出したらどうなるか

たとえば、大生連の会員や事務局員が、何かの理由で逮捕されたとき、「それは生健会の仕事と関係がないから知らん」と言って、みんながそっぽを向いたら、その人は警察の中で一人ぼっちにされて、警察の言うままに、「私は共産党に入っています。大生連は『生活保護費は低すぎるから、少々のアルバイトはかまへん』と言うてました」などと供述させられ、嘘の供述調書ができてしまうわけです。

仲間が逮捕されたときには、何よりも事実をキチンと調査すること、もしも、法を犯していた場合でも、弱点を持った、生活苦に負けたとしても、安易あんいに放り出さないこと。放り出したら、警察の思うツボです。弾圧の口実を与えることになるのです。組織防衛の観点からも、弾圧を受けた当事者を権力側に追いやるのは間違いです。裏切り者や権力の手先となった挑発者とは明確に区別する必要があるのです。

(5) A市の性暴力未遂被疑事件について

1. 弁護士の立ち位置

この件は今回の私の話の中で、みなさんにとって直近ちよつきんの事件でもあり、いちばん関心があるのではないかと思います。

(A 生健会の事務局長が) 会員さんに対する強制性交未遂という犯罪・罪名で逮捕された事件です。

事務局長は逮捕前から、「被害を受けたと言って女性から訴えられた。どうしよう」と相談がありました。

私は、事実がどうなのかを、関係者と一緒に議論し、弁護に参加してきました。

その後、事務局長は逮捕されました（逮捕にやって来たのは刑事警察）。

ところがある団体の人が、「先生、あれ不起訴になったけど、（相談があった）初めはどんな感じを持ってはったんですか？」と私に聞いてこられた。

その質問は言いかえれば、「あんた、どう思てんねん。やったと思てたんか？ それとも、やってへんって言うことが、分つてて弁護したんか？」と言うことを聞いたかつたんでしょ。

「やったか、やっていないか」そんな、現場を見ていないから、私には分かりません。

大正の携帯電話の貸し借りについても、詐欺で逮捕されました。「オレオレ詐欺」の仲間かどうか、（2人が逮捕され）私が駆けつけたときには知るよしもありません。

事情聴取をおこなうなど、事実が明らかになる前に罪名だけを見て、「やったかもしれん」「そうかも分らんな」そんな気持ちで弁護するのは、弁護士としてあってはならないことだと、私は考えています。

国家権力による逮捕、いわゆる警察の捜査によって逮捕された場合、（警察は）一定の疑いを持って取り調べをするのです。

それを（弁護士が）警察署へ（被疑者の接見に）行ったとき、（警察と）同じように疑いを持って本人に接したら、そりゃあ、本人も嫌になりますよ。

逮捕された人は、「この弁護士は何しに来たんや？ なんやオレを疑うて、どんな弁護をするつもりなんや？」と思いますよ。守らなければならない仲間を、決してそんな気持ちにさせてはならないのです。

2. 事実はどうだったのか、その確認

しかし、A市の件はきわめて難しい事件でした。

私は（逮捕された事務局長から接見するたびごとに）警察の取り調べの内容を詳細に聞きました。私は捜査弁護では接見を連日やります。20日間なら20日間、毎日必ず接見に行くのです。

何故かと言うと、警察がその日に、「何を質



問しているか」「何を自白させようとしているか」などを克明こくめいに聞き取り、分析、検討する必要があるからです。

その聞き取り内容から警察が、「どんな証拠を採取しているのか」「警察が持っている証拠きょぎに虚偽ごちようや誇張、記憶ちがいなどが無いのか」等々を調べ、状況を確認する必要があるからです。

それで、私は、被疑者が逮捕されて、いちばんしんどい状態にあるにもかかわらず、新たに仕事を与えます。それは警察のその日の取り調べの内容をキチンとメモにしておもらうことです。

「泣いて、わめいて、ワーワー言うてるだけでは、アカン」と叱咤しったし、確実に仕事をしておもらう。そして、そのメモにもとづいて、正確に報告をしておもらうのです。そうすると、私は警察官と直接やり取りはしてないけど、警察の意図するところ、情報が手に取るように分ってくる。

可視化かしかという議論があります。密室での取り調べに光を当てる。これは密室みっしつでの取り調べの中で、暴力や脅迫きょうはくがもちいられ、虚偽の自白に追い込まれるという事態を防止する手段として検討され、提案されてきました。様々な議論があるのですが、私は連日接見まさに勝る捜査弁護はない、取調室での録音録画は、時に拘束されて取調べを受けている人に心理的圧迫を加える作用は決して小さくない点も無視してはならないと思います。

3. 事件の核心はなんだったのか？

A市の事件でいいますと、いちばんの特徴は現場が事務所だった、という被害届なのです。これは裁判になった場合には絶対に必要な証拠です。

何が必要かと言うと、(警察は)その場所で、どういうふうに(被害届を出した女性が)倒されたとか、どこをどうされたとか、という現場検証は絶対にするのです。にもかかわらず、逮捕されてから、警察にはその動きがまったく無い。

現場に連れていかれて「被害者は『この机をこんな風に動かしました』と言うてるんや、こんなふうに動かしたんやろ」というようなやり取りを、本来ならやるのですが、していない。それは捜査をつくしていないことになるのです。

「彼女が言うてるから、お前やったんやろ」というだけの取調は、取り調べじょうどうの常道から外れているのです。

捜査は(事実を)緻密ちみつに積み上げていくというのが基本です。

連日接見れんじつせっけんと言うのは、接見してその日の取り調べ内容を聞き取るなかで、それが

(取り調べが) どう詰まっていっているのか、どこで止まっているのか、ということを確認すると言いましたが、ある時点で、「これはどうもおかしいな」と、私は思い始めたのです。現場検証をする動きがまったくない。

生健会の事務所ですから、現場検証をしようと思ったら大変です。

裁判所の令状で生健会の事務所を検証の場所として、特定して令状を取らなくてはならない。生健会の組織弾圧を考えているとしたら、(令状を) 当然のごとく取りますけど、これは、どうも初めから(警察が) その被害届が信用できるか、という不安を持っていたために、令状の申請ができなかったんですね。

令状がないから人の事務所には勝手に入れません。机を動かしたりできません。(部屋や机などの) 寸法が測れません。

被害者の訴えた事件の、犯行場所の特定、犯行の再現というのは、まったくできないまま、警察は 23 日間をやり過ごしたのです。

私は途中から、これはもう不起訴だと思いました。被害者が言っていることの是非は分かりませんが、しかし、それが裁判で事務局長を処罰するに足りる具体性がない。

被害者の訴えは、はっきりと特定できているのか？ それとも漠然としているのか？ 何かの思い間違いなのか、それを私の方で見ていたら、「被害者の訴えは抽象的で時間的にも経過的にも合わない」ということが見えてきたのです。

4. 携帯電話で A 市とのやり取りの記録

そのことが事務局長の携帯電話での被害女性とのやり取りで分かったのです。

被害届を出したその女性は、突然、(会を) 辞めてしまった。それで事務局長は、彼女とのやり取りのメールを携帯から削除した。それが分った。

警察は「お前、削除しているのは、なんでやねん。彼女とのやり取りを削除するのは、何か犯行を隠すためやろ」と質問している。

それで私は事務局長に「あんた、何をパソコンから削除したの？ 削除した中にどんなものがあるの？」と質問しました。

女性は(性暴力に遭ったという、そのあとにもかかわらず)、一度家に帰って、また、事務所にやってきて、国民健康保険の保険料を払っていない相談を事務局長にしている。

それで事務局長は A 市の保険課に電話をして、「未払い分を分割にしてくれますか」と話をしている。彼女と一緒に。そういう事実があったのが分かった。

しかし、彼はそういうことをした記録をわざわざ削除したのです。削除した行為からすると、「何かやましいことがあって削除したんか」と警察に突っ込まれますよね。

それで、私は、「あんた、それを削除せえへん方が良かったやないか。自分がやったことを記録してあるんやから、削除せんと置いといた方が良かったのに、何で削除したんや？」と再度たずねました。

すると事務局長は、「たしかにそやな、削除せんと残しとったら、(国保滞納の件でA市とやり取りしたことも) はっきりするもんな」と言った。

その後、警察は削除した事実について評価が混迷し始めたのです。彼は数日間、刑事に、「削除したやろ。なんで削除したんや」と2日間ほど追及されている。

で、私は彼との打ち合わせで、「削除したら何が悪い。(女性が)突然(会を)辞めよったから、腹が立って削除したけど、削除した内容は僕(事務局長)の方では有利なはずや。何も困るから削除したんとちがう。もう腹立ったから、削除しただけや」と説明していこうということにしました。それで彼は腹をくくれたのです。

じつはね、警察の中で弁護士との接見と言うのはね、秘密交通権と言ってね、警察は聞き耳を立てたらアカンのですよ。そんなことをすれば、秘密交通権を侵害したということで、弁護活動に対する妨害、権利侵害になる。

でもね、そんなに甘く見ることはできないのですよ。おそらく(警察は)聞き耳を立てていたはずですよ。そのことを分かったうえで、聞かれたとしても、さしつかえがない、言っておいた方がいいようなことを、考えて話しているのです。

「メールを、何で消したのか？ その意図^{いと}はなんや？」

と警察は追及している。犯行を隠す意図があるという推測のもとで追及しているのですよ。

ところが、逆に消した記録は、本人に有利な情報だった。さらに、その情報を消したのは「腹が立ったから」という合理的な説明が、つくのです。

ただ、「消した」「消した」だけを追求したって、これは根拠にならない。多分、警察は接見中の私たちのやり取りを聞いていたのでしょうね(笑)。

事務局長は取り調べ中には、(完全黙秘をしていて)そういう弁解はしていない。ところが、警察の方から取り調べの内容が変わっていく。そんなこともありました。

5. 不起訴を勝ち取った意味

結果として現場検証も何もなしで、最終の決済日を迎えました。逮捕されてから23日目です。「釈放決まりました」という連絡がありました。

奥さんは、彼を信じ弁護士を信じて、必ず釈放されると、警察署まで迎えに来ていた。これが、事実の経緯^{けいゐ}です。

この件では罪名が会員さんに対する性的行為の未遂ということですから、みなさん、ご心配なさいと思います。

まず、逮捕する場合、警察は裁判所に逮捕状を請求します。請求された裁判所は、「罪を犯したと疑うに足りる相当の理由」があれば、逮捕状を発行します。

被害者と称して、「被害にあった」とか「こうやられた」と言って訴えることは、ままあることです。

今回の件は、被害届を受理した警察が、それには裏付けがあるのか、根拠があるのか、もしくは他の人と間違っていないか、ということなどをちゃんとチェックせず、被害者の言うままで逮捕した。

検事は、「現場検証もしてない！ こんなん、どないして、起訴すんねん！」と怒ったと思いますよ。しかし、捜査側の今回の状況は決して稀^{まれ}な例ではなく、取りあえず逮捕して、自白^{せま}を迫る、裏付けは後から、という事例はいくつもあります。まさに、冤罪^{えんざい}は作られるのです。

逮捕された直後から、当事者は弁護士とかたく連携し、黙秘を守り^(注)、警察にでっち上げの機会を与えなかった、結果として一見^{いっけんらくちやく}落着。不起訴が実現した典型的な事例になったと思います。

もしも、適切な弁護活動がなく、当事者が黙秘^{もくひ}を守ることができずに、供述させられていたとしたら、生健会への弾圧の糸口を与えることになって、被害^{じんだい}は甚大であったかもしれません。

家族の支えのみならず、会のみなさんの支えが不当な逮捕と被害の拡大を許さなかったという大きな成果を生んだと言えらると思います。以上で終わります。ありがとうございました（拍手）。

(注) 事務局長は拘留中の23日間、雑談にも応じず、完全黙秘をつらぬいた。



第 2 部

質疑応答

(1) 大正生健会の弾圧事件について

(質問者)

大正の事件について、もう少し詳しくお話してください。

(伊賀弁護士)

大正生健会への弾圧は、警察・検察が生健会とは何たるものかを十分に知っていたうえで起こした事件です。今回の会員の逮捕は「オレオレ詐欺」を被疑事実としたものでした。

みなさんもよくご存じのように、「振り込め詐欺」や「オレオレ詐欺」が社会問題化しています。そこで「携帯電話不正利用防止法」という法律が新設されました。

大正の事件はその新設規定に当たると、警察・検察が無理を承知でつくりあげた「犯罪」だった。どこにでもある単純な携帯の貸し借りが果たして犯罪と言えるのか？「不起訴」という事実が示すように、大正の事件は被疑事実そのものが作りごとだった。警察・検察はそれが分かっているが、分からないふりをした、そこが一番のポイントでしょうね。

(2) 不正を犯した人の対応

(質問者)

さきほどの女性の団地の財政の使い込みについて、なかなか自分としては、対応は難しいなと思いますが、どうでしょうか。

(伊賀弁護士)

おっしゃる通りです。私も悩んだところですよ。女性の使い込みは額も^{けいび}軽微とは言えなかった。その人も、もちろん自己破産の要件を充分満たしているんです。警察に出頭して、刑事事件では事なきを得たけれど、返還はしていない。さて、自治会にどのように説明するか。

なかなかね、難しく、進むに進めん、引くに引けん、きれいさっぱり破産の選択をして、それで全部終わらそうということであれば、もう、あとはどうなるのかまわらない、ということもあり得たのですけど。

私も、本人も、その^{せんたくし}選択肢は取らなかった。何故か。団地の奥さんたちの顔を見ていたら、「破産して、もう払わなくてもいい」という処理は、許されないということが明らかでした。

そこで本人は返すということにした。しかし、返せるのは月1万です。彼女は70歳を超えているから、それは現実的な返済方法ではないのですが、「もう破産しましたから返す必要はありません」と言うより、そこに住み続ける本人にとっては、よっぽどよい選択です。苦しいでしょうが、今、彼女は返済を続けています。そういう意味で、これを教訓にしていきたい。

彼女の返済方法は、まず私の事務所に彼女から振り込みがあって、それを団地自治会長の管理する口座に振り込んでいる。

その選択をしたのは、団地役員と私が話し合ったとき役員は「どうしてくれんねん!」「使い込みはなんぼや!」「その金どこへいったんや!」など、いろんなこと言われました。

彼女をその場には出しませんでした。私が一手に引き受けました。怒りの^{ほこさき}矛先が彼女に向かえば、彼女は団地で暮らしていくことはできなかつたでしょう。彼女は、いま頑張っています。

自己破産して解決するのか、それともできる限り可能な範囲で返済するのはケースバイケースですかね。

(3) 裁判所が出す令状について

(質問者)

A市生健会の事務局長逮捕の件ですが、裁判所はちゃんと調べんと逮捕状を出すんですか？

(伊賀弁護士)

裁判所は警察が求める令状をほとんど見ずに、と言ってもいいくらい許可し、家宅搜索の令状や逮捕状を出しています。

裁判所の司法チェックなんていうのは、役割を果たしていないと思う。

一方でね、ではメチャクチャな令状が出ているかと言えば、それは、やっぱり^{よくしりよく}抑止力は持っている。しかし、A市の事件では現場検証がなかった。あれはね、警察・検察が一つ山を越えるかどうか、この事件を立件する方向で証拠を充分に集められるかどうか、だったんですね。

裁判官も搜索令状や逮捕状に、簡単にハンコを押す、^{はっふ}発付すると言っても、要件

を満たしていない、もしくは全く説得力がない令状請求は、却下されるのですよね。そこが難しいところです。

でもね、私は令状を裁判所がチェックしているから、大丈夫だと言う気はありません。

そういう意味では、大正の事件のように、令状にもとづく搜索・押収がなされても起訴できるだけの証拠をそろえることができなかったという事件でもあり、そういう意味では、やっぱり歯止めもあるということです。

歯止めとは何か？ それは適切な弁護活動とともに、みなさんの運動につきると思います。

【伊賀弁護士の追加発言】

裁判所の中はどうなっているか？

(1) 法廷を使わず裁判が進行

刑事事件にしろ、民事事件にしろ、今は法廷を使うことが少なくなってきています。ご存知ですか？

裁判所に行っても法廷のある棟や廊下は電気が消えている。事務棟、いわゆる裁判官や事務官の部屋、それと和解室、準備手続き室という、小さい部屋のある棟はずっと電気がついている。人もいっぱいいる。

法廷を使わないで何をしているかと言うと、刑事事件でいうと、裁判員裁判では、公判前整理手続きというのをやります。民事事件で言えば、準備手続きというのをやります。法廷を使わない。法廷を使わないのは、弁護士と裁判官、検事とその関係者だけが、当事者も傍聴者も抜きに、話し合うようなものですよ。

検事側が、「この証拠は提出するかどうか考えます」と言うと、それに対して裁判所が弁護側に、「反論しますか？」と聞く。

全く緊張感がない。市民の監視の目がないとこうなるのですね。「証拠の開示を！」と弁護士が迫ると、傍聴席からも開示を求める気迫きはくが裁判官に伝わる、そんな場面が失われています。

一度、裁判所見学に行ってみてください。裁判員裁判の法廷や、一部の法廷を除いて、ほとんどの法廷が真っ暗です。

民事事件で言うと、労働審判というのをご存知ですか。3回の期日で1回目申し

立てがあって、2回目に答弁書が出て、3回目に裁判所の和解案で終わりです。

これは労働運動側からいうと、ものすごく後退させられている。組織に入らなくとも、運動をしなくとも、お金で解決する手続きを裁判所が提供した。それに乗っかっている。

それだけじゃない。すべての民事事件で裁判所が和解の強制をする。それも半年くらいの中にね。もちろん弁護士は拒否できるのですが、全体が裁判所のいうまかに受け入れれば、そういう方向に流れて行けば、「NO!」と拒否する弁護士は、特殊な「変な」弁護士ということになってしまう。そうならないために、弁護士も闘っています。

(2) 裁判はインターネットで

この間のことですが、東京で裁判官と進行の打ち合わせをしていたら、裁判官が、「この事件もテレビ会議でやりましょう」と言うので、私はアカンと言いました。私は裁判官の顔を見て、相手の弁護士とも法廷で直接やり取りをしたいから、弁論にしてくださいと主張したら、裁判官は、「えー、どうしてですか？ それなら、わざわざ弁論の部屋を取らないといけませんよ」と言うのです。

今後、みなさんから（裁判所に対して）意見を出してもらえるとすれば、「裁判官が、裁判をするのに緊張感を持たないでいいのか!」「傍聴者もいる法廷で、責任ある判断を示してほしい」と主張してほしいと思います。そういう機会があるかと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございます（拍手）。

資 料

《弾圧に対応する 10 カ条》

①警察に家宅捜索に入られたときまずやること、弁護士と国民救援会に連絡

事務所が家宅捜索かたくそうさくされた時は、直ちに弁護士事務所と国民救援会に連絡する。捜索の立ち合いは弁護士と一緒にする。連絡がつかない場合は、腹を決めて一人で立ち会う。

②捜索令状等の確認と記録（相手の部署と名前も）

警官の名前と部署を確認する。それを必ずメモをする。警官に家宅捜索の趣旨しゅしを聞く。捜索令状は確認する。確認は捜索令状を書き写すか、または警官にゆっくり読ませてそれを IC レコーダーで記録する。

③資料の押収は最小限に止めさせる

捜索に関係のない資料は持っていかせない。押収おうしゅうは最小限にとどめる。

④供述書には応じない

その場での供述きょうじゆつには応じない。供述書に署名・捺印なついでんはしない。

⑤任意出頭は基本的に応じない

出頭要請しゅつとうようせいがあったら、弁護士と国民救援会に連絡し対策を意思統一する。

⑥逮捕された時の心構え 武器は完全黙秘

逮捕されたら完全黙秘かんぜんもくひをつらぬく。黙秘は、自分を守り、仲間と組織を守る最大の武器。雑談にも応じない。

逮捕時に言うことは「国民救援会の弁護士を呼べ」「トイレに行かせろ」「メシを食わせろ」のみ。食べ物の差し入れがあった場合は、サインは名前ではなく、自分の留置番号こうりゆうを記載。「勾留は最長 23 日間」と腹を決め闘う。

⑦国民救援会と弁護士事務所の連絡先は壁に貼っておく

単組事務所に、家宅捜索・逮捕などの弾圧があった場合、すぐに県連、国民救援会、弁護士事務所に連絡をとる。事務所の壁に国民救援会と弁護士事務所の電

話番号を書いた用紙を張っておく。

⑧捜索後はただちに法律家・専門家と意思統一

弾圧後は、直ちに大生連と単組の役員、弁護士、国民救援会と協議し意思統一をはかり、そのことを全会員に知らせ、警察等への抗議行動を起こす。

⑨全会員の力で反撃と運動を

事件後、直ちに全会員集会を開き、事件の概要とそのねらいを知らせ、よく話し合っ不安を取りのぞき、全会員が取り組むことができる「うってでる活動」を構築する。その際、「組織拡大が最大の反撃の力」を基本に運動を進めていく。

⑩失敗は絶対に責めない。

弾圧問題による失敗は責めない。「なんでちゃんとしとかなかったんだ」「だから言っただろう」「頼りないぞ」「根性がなさすぎる」などは禁句。なぜ上手くいかなかったかを分析し、その過ちを二度起こさない対応をする。困難な時にこそ激励と団結を。

《黙秘権に関連する各法律の条文》

1. 憲法第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

2. 憲法第 31 条

何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

3. 憲法第 38 条

- ① 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。
- ② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- ③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

4. 刑事訴訟法第 311 条

- ① 被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。
- ② 被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。
- ③ 陪席の裁判官、検察官、弁護士、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

大生連弾圧事件から学ぶもの

—伊賀興一弁護士の講演と質疑応答の記録—

2022年4月発行

全大阪生活と健康を守る会連合会

〒550-0002 大阪市西区江戸堀2-7-32-304

電話06-6447-5105